

標準様式に係る選択肢一覧

令和 3 年 6 月 28 日(月)

消 防 庁 予 防 課

【⑦消防用設備等（特殊消防用設備等）の設置届 「交付知事」項目等の区分表】

【⑨工事整備対象設備等の着工届 「交付知事」項目等の区分表】

■交付知事

■講習受講地

表示順	種別
1	北海道
2	青森県
3	岩手県
4	宮城県
5	秋田県
6	山形県
7	福島県
8	茨城県
9	栃木県
10	群馬県
11	埼玉県
12	千葉県
13	東京都
14	神奈川県
15	新潟県
16	山梨県
17	長野県
18	富山県
19	石川県
20	福井県
21	岐阜県
22	静岡県
23	愛知県
24	三重県
25	滋賀県
26	京都府
27	大阪府
28	兵庫県
29	奈良県
30	和歌山県
31	鳥取県
32	島根県

表示順	種別
33	岡山県
34	広島県
35	山口県
36	徳島県
37	香川県
38	愛媛県
39	高知県
40	福岡県
41	佐賀県
42	長崎県
43	熊本県
44	大分県
45	宮崎県
46	鹿児島県
47	沖縄県

【⑦消防用設備等（特殊消防用設備等）の設置届 工事「種類等」項目の区分表】

【⑨工事整備対象設備等の着工届 消防設備士「種類」項目の区分表】

■甲種

表示順	種別
1	特類
2	第1類
3	第2類
4	第3類
5	第4類
6	第5類

■乙種

表示順	種別
1	第1類
2	第2類
3	第3類
4	第4類
5	第5類
6	第6類
7	第7類

【②防火・防災管理者選任（解任）届出 「その他（資格種別）」項目の区分表】

【⑤統括防火・防災管理者選任（解任）届出 「その他（資格種別）」項目の区分表】

■消防法施行令第3条第1項（防火管理者の資格）

表示順	号	資格内容
1	第1号	甲種防火対象物の防火管理者、又はそれに類する実務経験を有する者
2	第2号	乙種防火対象物の防火管理者、又はそれに類する実務経験を有する者

■消防法施行令第47条第1項（防災管理者の責務）

表示順	号	資格内容
1	第1号	防災管理対象物の防災管理に関する講習の課程を修了した者
2	第2号	一年以上防災管理の実務経験を有する者
3	第3号	市町村の消防職員で、管理的又は監督的な職に一年以上あった者
4	第4号	防災管理者として必要な学識経験を有すると認められるもの

■消防法施行規則第2条（防火管理者として必要な学識経験を有すると認められる者）

表示順	号	資格内容
1	第1号	安全管理者として選任された者
2	第1の2号	防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得し、免状を交付されている者
3	第2号	危険物保安監督者として選任され、甲種危険物取扱者免状を交付されている者
4	第3号	保安管理者として選任された者
5	第4号	国・都道府県の消防の事務に従事し、一年以上管理的又は監督的な職にあった者
6	第5号	警察官又はこれに準ずる警察職員で、三年以上管理的又は監督的な職にあった者
7	第6号	建築主事又は一級建築士の資格を有し、一年以上防火管理の実務経験を有する者
8	第7号	市町村の消防団員で、三年以上管理的又は監督的な職にあった者
9	第8号	前各号に掲げる者に準ずるものとして消防庁長官が定める者

■消防法施行規則第51条の5（防災管理者として必要な学識経験を有すると認められる者）

表示順	号	資格内容
1	第1号	安全管理者として選任された者
2	第1の2号	防災管理対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得し、免状を交付されている者
3	第2号	危険物保安監督者として選任され、甲種危険物取扱者免状を交付されている者
4	第3号	保安管理者として選任された者
5	第4号	国・都道府県の消防の事務に従事し、一年以上管理的又は監督的な職にあった者
6	第5号	警察官又はこれに準ずる警察職員で、三年以上管理的又は監督的な職にあつた者
7	第6号	建築主事又は一級建築士の資格を有し、一年以上の防火管理及び防災管理の実務経験を有する者
8	第7号	市町村の消防団員で、三年以上管理的又は監督的な職にあった者
9	第8号	前各号に掲げる者に準ずるものとして消防庁長官が定める者

- 【①消防計画作成（変更）届出「建物用途（消防法施行令別表第一による用途区別）」の区分表】
- 【①消防計画作成（変更）届出「店舗用途（消防法施行令別表第一による用途区別）」の区分表】
- 【②防火・防災管理者選任（解任）届出「建物用途（消防法施行令別表第一による用途区別）」の区分表】
- 【②防火・防災管理者選任（解任）届出「店舗用途（消防法施行令別表第一による用途区別）」の区分表】
- 【③全体についての消防計画作成（変更）届出「建物用途（消防法施行令別表第一による用途区別）」の区分表】
- 【③全体についての消防計画作成（変更）届出「店舗用途（消防法施行令別表第一による用途区別）」の区分表】
- 【④防火建物点検結果の報告「建物用途（消防法施行令別表第一による用途区別）」の区分表】
- 【④防火建物点検結果の報告「店舗用途（消防法施行令別表第一による用途区別）」の区分表】
- 【⑤統括防火・防災管理者選任（解任）届出「建物用途（消防法施行令別表第一による用途区別）」の区分表】
- 【⑤統括防火・防災管理者選任（解任）届出「店舗用途（消防法施行令別表第一による用途区別）」の区分表】
- 【⑥自衛消防組織設置（変更）届出「建物用途（消防法施行令別表第一による用途区別）」の区分表】
- 【⑥自衛消防組織設置（変更）届出「店舗用途（消防法施行令別表第一による用途区別）」の区分表】
- 【⑦消防用設備等（特殊消防用設備等）の設置届「建物用途（消防法施行令別表第一による用途区別）」の区分表】
- 【⑦消防用設備等（特殊消防用設備等）の設置届「店舗用途（消防法施行令別表第一による用途区別）」の区分表】
- 【⑧消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検報告「建物用途（消防法施行令別表第一による用途区別）」の区分表】
- 【⑧消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検報告「店舗用途（消防法施行令別表第一による用途区別）」の区分表】
- 【⑩防災管理建物点検結果の報告「建物用途（消防法施行令別表第一による用途区別）」の区分表】
- 【⑩防災管理建物点検結果の報告「店舗用途（消防法施行令別表第一による用途区別）」の区分表】

■ 防火対象物の用途区分表（消防法施行令別表第一）

表示順	項別	防火対象物の用途等
1	(1)項イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場
2	(1)項ロ	公会堂又は集会場
3	(2)項イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
4	(2)項ロ	遊技場又はダンスホール
5	(2)項ハ	性風俗営業店舗等
6	(2)項ニ	カラオケボックス等
7	(3)項イ	待合、料理店その他これらに類するもの
8	(3)項ロ	飲食店
9	(4)項	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
10	(5)項イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
11	(5)項ロ	寄宿舍、下宿又は共同住宅
12	(6)項イ(1)	病院（特定診療科名を有し、療養病床又は一般病床を有する）
13	(6)項イ(2)	診療所（特定診療科名を有し、4人以上の患者の入院施設を有する）
14	(6)項イ(3)	(1)以外の病院、(2)以外の入院施設を有する診療所又は入所施設を有する助産所
15	(6)項イ(4)	入院施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所
16	(6)項ロ(1)	老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等
17	(6)項ロ(2)	救護施設
18	(6)項ロ(3)	乳児院
19	(6)項ロ(4)	障害児入所施設

表示順	項別	防火対象物の用途等
20	(6)項口(5)	障害者支援施設等（避難が困難な障害者等の入所）
21	(6)項ハ(1)	老人デイサービスセンター、老人福祉センター、老人介護支援センター等
22	(6)項ハ(2)	更生施設
23	(6)項ハ(3)	助産施設、保育所、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター等
24	(6)項ハ(4)	児童発達支援センター等
25	(6)項ハ(5)	身体障害者福祉センター、地域活動支援センター、福祉ホーム等
26	(6)項ニ	幼稚園又は特別支援学校
27	(7)項	各種学校等その他これらに類するもの
28	(8)項	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
29	(9)項イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
30	(9)項ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
31	(10)項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場
32	(11)項	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
33	(12)項イ	工場又は作業場
34	(12)項ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ
35	(13)項イ	自動車車庫又は駐車場
36	(13)項ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫
37	(14)項	倉庫
38	(15)項	前各項に該当しない事業場
39	(16)項イ	特定用途の複合
40	(16)項ロ	非特定用途の複合
41	(16の2)項	地下街
42	(16の3)項	準地下街
43	(17)項	文化財
44	(18)項	延長50メートル以上のアーケード
45	(19)項	市町村長の指定する山林
46	(20)項	総務省令で定める舟車